

資料No.3

社会福祉施設保全計画（素案）

公共施設管理計画個別計画

平成 30 年 5 月（初版）

松川町

目次

1.社会福祉施設の保全計画策定の目的	3
1.1 目的	3
1.2 取組期間.....	3
2.社会福祉施設の目指すべき姿	3
3.社会福祉施設の実態	4
3.1 施設保有状況	4
3.2 人口等・介護保険認定率の推移と予測	5
3.3 介護保険認定者	5
3.4 認知症対策	5
3.5 入所施設の状況	7
3.6 社会福祉施設の修繕費の状況.....	8
4.社会福祉施設の評価・分類	9
4.1 保有施設の簡易評価.....	9
4.1.1 「管理者視点」からみた簡易評価.....	9
4.1.2 「利用者視点」からみた簡易評価.....	9
4.2 簡易評価を用いた整備方針.....	10
4.3 施設ごとの個別計画策定期間.....	10
4.4 簡易評価及び用途に基づく分類	12
5.グループごとの整備実施方針	13
5.1 Aグループ(老人福祉センター、地域活動支援センター(旧北名子保育園))	13
5.1.1 老人福祉センター.....	13
5.1.2 地域活動支援センター(旧北名子保育園)	14
5.1.3 対策内容と実施時期	15
5.1.4 対策費用	16

5.2	Bグループ(特別養護老人ホーム松川荘)	16
5.2.1	特別養護老人ホーム松川荘	16
5.2.2	対策内容と実施時期	17
5.2.3	対策費用	18
5.3	Cグループ(生東リズム室、旧地域活動支援センター作業室)	18
5.3.1	生東リズム室	18
5.3.2	旧地域活動支援センター作業室	18
5.3.3	対策内容と実施時期	19
5.4	Dグループ(上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅)	20
5.4.1	上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅	20
5.4.2	対策内容と実施時期	20
5.5	Eグループ(デイサービスセンターひまわり荘、松川町社会福祉センター、 ふれあい工房まつかわ、高齢者支えあい拠点施設(5ヶ所))	20
5.5.1	デイサービスセンターひまわり荘	20
5.5.2	松川町社会福祉センター	21
5.5.3	ふれあい工房まつかわ	21
5.5.4	高齢者支えあい拠点施設(古町南部・上町・西山・増野・大島中部)	22
5.5.5	対策内容と実施時期	22
6.	フォローアップ	22

1. 社会福祉施設の保全計画策定の目的

1. 1 目的

当町の社会福祉施設は、主に昭和 50 年代に建築された施設と、平成 10 年代から 20 年代前半に建築された施設に大別されます。このうち、利用者の減少や老朽化等により撤去された施設を除けば、昭和 50 年代に建築された施設の老朽化への対策は喫緊の課題となっています。

社会福祉施設のストックが偏在している状況の中、厳しい財政状況下にあつて、高まる改築の需要の抑制を図る必要があります。

一方、特別養護老人ホームへの入所待機者は毎年 30 人台で推移していることから、こうした方々への対応も必要になっています。

こうした中、全ての公共施設に関するマネジメント方針である「松川町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」（平成 29 年 3 月）が策定され、社会福祉施設においても、この考え方を踏まえ、社会福祉施設の老朽化対策、福祉環境の質的改善等を実施する再生整備と予防保全による長期保全とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることに加え、特養の入所待機者の減少を図ることを目的として「社会福祉施設保全計画」を策定します。

1. 2 取組期間

本計画は、平成 30 年度から概ね 4 年間を第 1 期取組期間とし、老朽化した社会福祉施設と超高齢化社会を見据え必要となる施設の在り方について、早期に長期保全化と財政支出の縮減を図るための取組を進めます。

なお、今後の本計画の事業の進捗、社会経済環境の変化等に伴い、適宜見直しを行うこととします。

2. 社会福祉施設の目指すべき姿

全国で 65 歳以上の人口は、現在 3,000 万人を超えており（国民の約 4 人に 1 人）、2042 年（25 年後の平成 54 年）の約 3,900 万人でピークを迎え、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降は、国民の医療や介護の需要が更に増加することが見込まれており、政府の推計では、2050 年には 1 人の若者が 1 人の高齢者を支えなければならない時代となると予想されています。

介護を必要とする高齢者の介護・医療ケアの供給不足、現時点でも、特別養護老人ホームへの待機者数が増加し続け、介護ケアの供給が不足しているなかで、これまでの介護ケア・医療ケアのあり方を根本的に見直すための方策として、「地域包括ケアシステム」が謳われたところです。

地域包括ケアシステムの最大のポイントは、高齢者が“住み慣れた地域”で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を“包括的に”体制を整備していくもので、これまでの国主導のサービスが市町村主体で行われることにより、自主的に地域づくりをしていくことが求められています。併せて、「重度要介護者となっても、なるべく長く、住み慣れた地域で暮らす」という大義名分のもと「施設から在宅へ」

ケアの場の移行も進められているところです。

また直近の動きでは、年齢や障がいの有無等にかかわらず、すべての人が、自分らしく、それぞれに役割をもちながら社会参加できる「地域共生社会」実現の動きが加速しています。この「地域共生社会」実現のため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、他者のことも自分のことと受け止められる（我が事）、また制度の横断的、包括的な支援の提供（丸ごと）を実現する地域社会のあり方の取り組みが進められています。

町でも、こうした流れを受け、各施設の利用状況等を踏まえ、維持管理・更新等においては地域共生社会の拠点づくりを推進するとともに、効率的・効果的な施設の在り方の検討を進める中で、第5次松川町総合計画のまちづくりの将来像である、「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」にふさわしい社会福祉施設の在り方を目指します。

3. 社会福祉施設の実態

3. 1 施設保有状況

当町が設置する社会福祉施設は、表 3-1 のとおりです。

施設名	建築年	構造	延床面積	備考
上片桐診療所	昭和 30 年	木造・平屋	219 m ²	
上片桐診療所医師住宅	昭和 58 年	木造・平屋	141 m ²	
特別養護老人ホーム松川荘	昭和 56 年	非木造・平屋	2,330 m ²	
老人福祉センター	昭和 50 年	非木造・二階	544 m ²	
旧地域活動支援センター作業室	昭和 55 年	非木造・平屋	320 m ²	
生東リズム室	昭和 55 年	非木造・平屋	462 m ²	
デイサービスセンターひまわり荘	平成 21 年	非木造・平屋	635 m ²	
松川町社会福祉センター	平成 11 年	非木造・二階	1,088 m ²	
ふれあい工房まつかわ	平成 12 年	非木造・平屋	166 m ²	
地域活動支援センター(旧北名子保育園)	昭和 52 年	非木造・平屋	885 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(古町南部)	平成 24 年	木造・平屋	123 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(上町)	平成 23 年	木造・平屋	193 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(西山)	平成 23 年	木造・平屋	99 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(増野)	平成 23 年	木造・平屋	152 m ²	
高齢者支えあい拠点施設(大島中部)	平成 26 年	木造・平屋	61 m ²	
計	15 棟		7,418 m ²	

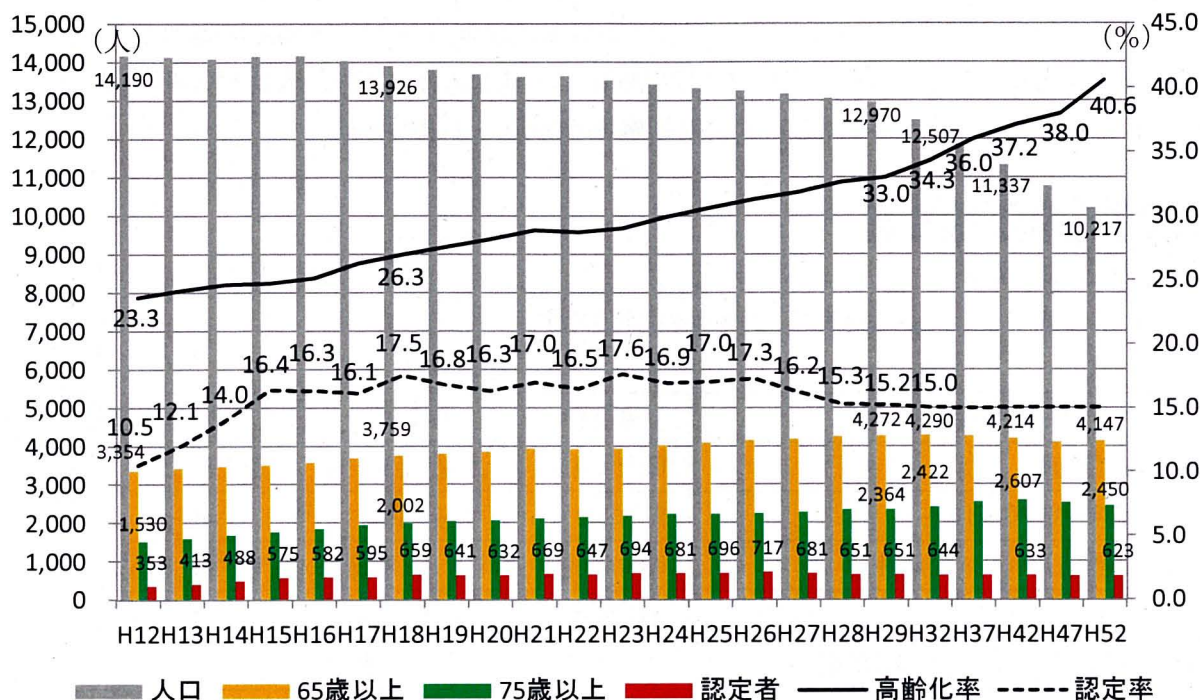
注)平成 30 年 4 月 1 日現在

表 3-1 社会福祉施設一覧

3. 2 人口等・介護保険認定率の推移と予測

当町の人口等及び介護保険認定率は、図 3-1 のとおりです。

平成 29 年 4 月 1 日現在、町の人口 12,970 人に対し、高齢者は 4,272 人で高齢化率は 33.0% となっています。2040 年(平成 52 年)までの町の人口構成を推計すると、総人口は徐々に減少し、高齢者も 2020 年(平成 32 年)をピークに減少に転じると予測されますが、人口減少に伴い、高齢化率は 40.6%まで上昇する見込みです。



注) 国立社会保障・人口問題研究所の推計等を基に推計

図 3-1 人口等・介護保険認定率の推移と予測

3. 3 介護保険認定者

介護保険認定者数の内訳は図 3-2 のとおりです。介護保険の要支援 1～2、及び要介護 1～5 の認定者数は、平成 29 年 4 月末現在で 651 人、認定率は 15.2%となっています。要支援 1～2 については、平成 28 年度の介護予防・日常生活支援総合事業の実施による事業対象者へ移行により、現在と同水準で推移すると見込まれます。今後、高齢者の人口が高止まりする中においても、認定率 15%を目指します。

3. 4 認知症対策

認知症については、平成 29 年 4 月における認知症患者日常生活自立度Ⅱa(日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態)以上は 355 人で、高齢者に占める割合は 8.3%です(図 3-3)。

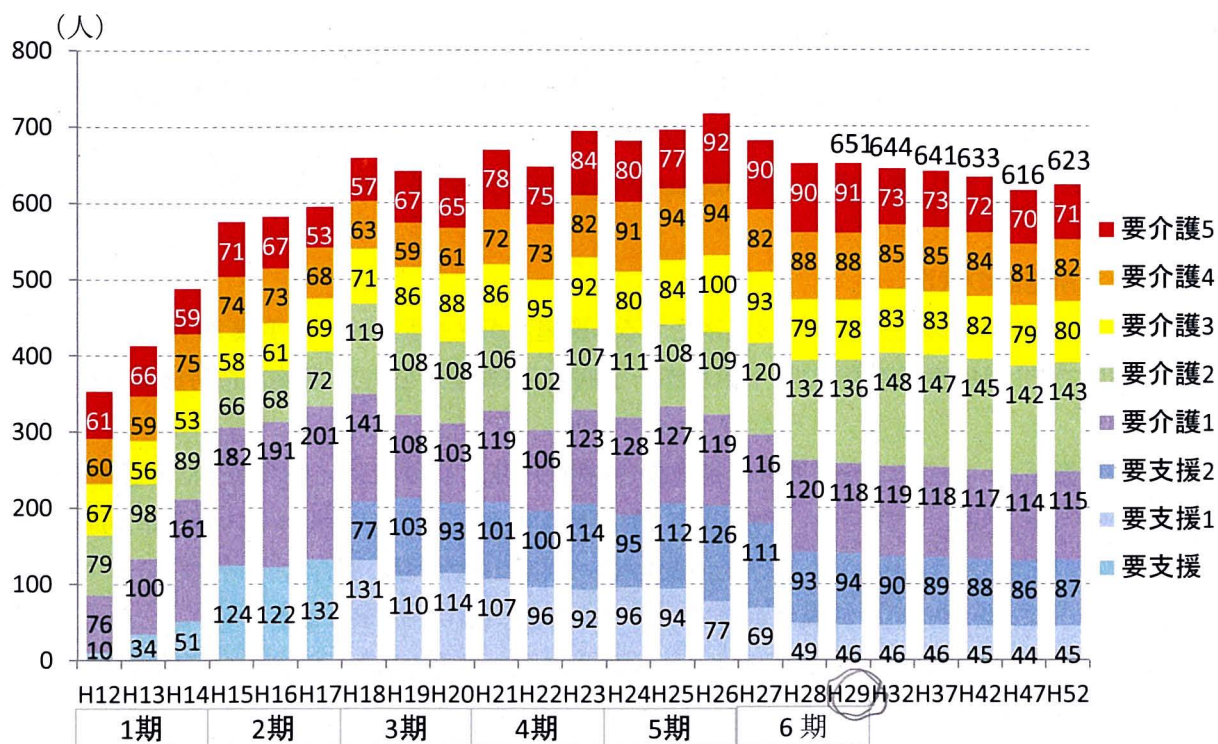


図 3-2 介護保険認定者数の内訳

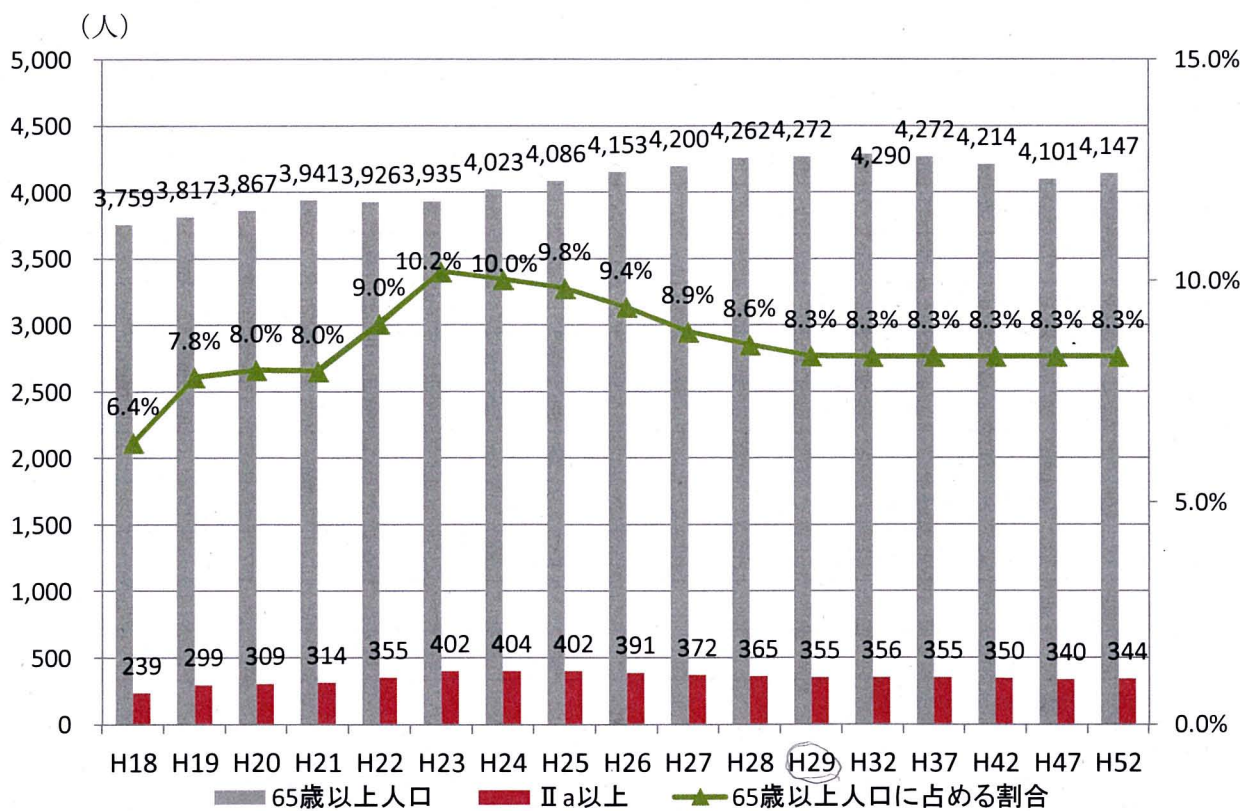


図 3-3 認知症患者日常生活自立度Ⅱa以上の推移

65歳以上の方に2年に1回実施する「生活機能評価」の結果に基づき、ハイリスク者に対し、「認知症初期集中支援チーム」による早期介入、服薬管理を実施するとともに、「オレンジ・カフェ」等の取り組みにより、Ⅱa以上の認知症患者は平成23年の10.2%をピークに減少してきています。引き続き早期の対策を図り、高齢者に占める認知症と診断された方の率8.3%維持を目標とします。

3. 5 入所施設の状況

町内には、特別養護老人ホームをはじめとする入所施設が8ヶ所あります。平成29年10月時点において、介護療養型医療施設(下伊那赤十字病院(療養型))を除き、各施設に待機者があります。

待機者数が多い施設は、介護老人福祉施設(特養松川荘)、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)となっています。平成27年4月の制度改正によって、特養への入所基準が原則要介護3以上とされたことを受け、認知症を患っていても介護度が低い場合はグループホーム等への入所となることなどから、待機者が増加しているものと思われます(表3-2)。

尚、特養に入所を希望したものの、死亡などの理由により、希望を取り下げるケースが年間3~9件で推移しています。

また、特養申請者の待機場所としては、介護老人保健施設(老健)、グループホーム、介護療養型医療施設の順となっています(表3-3)。

施設名	建築年	定員	待機者
●介護老人福祉施設			
特別養護老人ホーム松川荘(名子)	昭和56年	50人	34人 ✓
●介護療養型医療施設			
下伊那赤十字病院(療養型)(名子)	平成12年	40人	0人
●認知症対応型共同生活介護			
グループホームいきいき(大島)	平成18年	9人	17人 ✓
グループホームコスモス松川(上新井)	平成17年	18人	13人 ✓
介護センターななすぎ(上新井)	平成17年	9人	9人
●特定施設入居者生活介護			
介護付有料老人ホームコスモス松川(名子)	平成25年	40人	5人
●住宅型ケア施設			
コアみらい(上片桐)	平成25年	29人	2人
●小規模多機能型居宅介護			
コスモスホーム松川(上片桐)	平成19年	25人	2人

注) 施設名の()は、所在地区を記載

表3-2 町内の入所施設の状況

		待機場所						
		在宅	療養型	老健	グループ ホーム	有料老人 ホーム	ショートステイ (特例)	計
介護度	1	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2	2人	0人	0人	2人	1人	0人	5人
	3	1人	0人	0人	1人	2人	1人	5人
	4	0人	0人	0人	2人	0人	0人	2人
	5	1人	6人	12人	2人	1人	0人	22人
計		4人	6人	12人	7人	4人	1人	34人

注) 平成29年9月審査会分

表 3-3 特別養護老人ホーム申請者の待機場所

3. 6 社会福祉施設の修繕費の状況

これまでの社会福祉施設における修繕費の年度別決算状況の推移は、表 3-4 のとおりです。

(単位:千円)

施設名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
特養松川荘	15,458	0	1,664	3,024	2,837	11,829	34,812
社会福祉センター DS ひまわり荘	798	877	1,028	1,552	812	970	6,037
老人福祉センター	350	114	822	134	13	52	1,485
地域活動支援センター	0	0	224	195	22	38	479
生東リズム室	0	0	0	0	0	271	271

表 3-4 社会福祉施設の修繕費

4. 社会福祉施設の評価・分類

4. 1 保有施設の簡易評価

総合管理計画では、適切な整備方針等の検証を行うため、施設ごとの状態を評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画しています。その手法として簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討することとしています。

ここで用いられた簡易評価は、行政サービスの質の向上を行政の立場と町民の立場の両面から実現するため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という2つの視点で行っています。

4. 1. 1 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」は、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の3評価から構成されています。

(1) 建物劣化度（安全性）

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行いました。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新(建て替え)の必要性が高い施設だと判断できます。

(2) 建物管理度（健全性）

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告を基に「建物管理度」の評価を行いました。

「建物管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検(建築基準法第12条に定められた点検)の建築に関する項目と、消防点検の結果の2項目を用いて評価しています。

(3) 運用費用度（経済性）

施設の運用状態のうち、特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストを基に「運用費用度」の評価を行いました。

「運用費用度」は、基本的にエネルギー費・人件費など経常的に必要となる費用と改修費など年度によって変動が大きい費用の2項目によって評価を行っています。

4. 1. 2 「利用者視点」からみた簡易評価

「利用者視点」は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価から構成されています。

(1) 設備管理度（快適性）

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するため、施設の設備に対して行われている点検や報告を基に「設備管理度」の評価を行いました。

「設備管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検の設備に関する項目とバリアフリー法の2項目を用いて評価しています。

(2) 立地環境度（有用性）

施設の立地や環境の状況から簡易的に有用性を評価するため、主に人口密度と災害に対する危険性から「立地環境度」の評価を行いました。

「立地環境度」は、500m メッシュ(500m×500m のマス目)の人口密度と、ハザードマップの浸水・土砂災害地域の 2 項目によって評価を行っています。

(3) 施設活用度（利便性）

施設の使い方や活動状況から簡易的に利便性を評価するため、主に利用人数や施設の稼働率などから「施設活用度」の評価を行いました。

「施設活用度」は、基本的に利用人数あたりの施設量(延床面積)と主に利用される部屋の稼働率など 2 項目によって評価を行っています。

4. 2 簡易評価を用いた整備方針

以上の手順により算定された判別結果をもとに、ポートフォリオ(重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法)に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持継続」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類しました。

(1) 維持継続

利用者視点からも管理者視点からも評価が高く、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行う施設。

(2) 利用検討

施設状態は悪くないが、利用状況は良くないと考えられるため、用途変更や統廃合による有効活用を検討すべき施設。

(3) 更新検討

利用状況は悪くないが、施設状態は良くないと考えられるため、更新だけでなく他施設への移転や統廃合による総量縮減を検討すべき施設。

(4) 用途廃止

利用者視点からも管理者視点からも評価が低く、用途廃止を前提に施設の除却や売却を検討すべき施設。

4. 3 施設ごとの個別計画策定期間

今後 15 年間(平成 42 年度まで)の町全体の目標である公共施設総量 15%縮減を達成するため、計画的に個別計画の策定に取り組むことが求められています。

簡易評価の結果に加え各担当所管に対するヒアリングを行った結果を踏まえ、整備方針について再検討が行われ、さらに計画的な施設整備の実現に向けて 5 年×3 期の計画策定期間を設定し、優先的に個別計画を策定する施設を整理した結果が表 4-1 になります。

整備期間	学校区		
	中央小学校区	旧東小学校区	北小学校区
平成 32 年度まで (5 年間)	A	●生東リウム室【更新検討】	C
平成 37 年度まで (10 年間)	●老人福祉センター【維持保全】 ●地域活動支援センター（旧北名子保育園）【維持保全】	●旧地域活動支援センター作業室【更新検討】	
平成 42 年度まで (15 年間)	●特養松川荘【維持保全】 B		D ●上片桐診療所【用途廃止】 ●上片桐診療所医師住宅【利用検討】 ●高齢者支えあい拠点施設（上町） 【維持保全】
その他	●デイサービスセンターひまわり荘【維持保全】 ●松川町社会福祉センター【維持保全】 ●ふれあい工房まつかわ【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設（古町南部） 【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設（西山） 【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設（増野） 【維持保全】 ●高齢者支えあい拠点施設（大島中部） 【維持保全】		E

表 4-1 施設ごとの個別計画策定期間

4. 4 簡易評価及び用途に基づく分類

計画的に長寿命化を実現するためには、適切な時期に適切な判断をすることが重要です。社会福祉施設保全計画では、計画的な保全のため、簡易評価結果やその用途により、施設を5つのグループに分類します。刻々と変化する状況を的確に捉え、優先順位を定めて取り組みます。

(1) **A グループ:**「維持継続」施設であり、整備期間までには時間はあるものの、状況の変化により早急に結論が求められる施設

- ① 老人福祉センター
- ② 地域活動支援センター(旧北名子保育園)

(2) **B グループ:**「維持継続」施設であり、整備期間までには時間があり、尚一層慎重な検討を要する施設

- ① 特別養護老人ホーム松川荘

(3) **C グループ:**「更新検討」施設であり、整備期間が迫っている施設

- ① 生東リズム室
- ② 旧地域活動支援センター作業室

(4) **D グループ:**「用途廃止」「利用検討」に分類され、整備期間までには時間があり、一体的に検討を要する施設

- ① 上片桐診療所
- ② 上片桐診療所医師住宅

(5) **E グループ:**「維持継続」施設であり、総合管理計画において整備期間に特段の定めがない施設

- ① デイサービスセンターひまわり荘
- ② 松川町社会福祉センター
- ③ ふれあい工房まつかわ
- ④ 高齢者支えあい拠点施設(古町南部)
- ⑤ 高齢者支えあい拠点施設(西山)
- ⑥ 高齢者支えあい拠点施設(増野)
- ⑦ 高齢者支えあい拠点施設(大島中部)
- ⑧ 高齢者支えあい拠点施設(上町)

5. グループごとの整備実施方針

5. 1 Aグループ（老人福祉センター、地域活動支援センター（旧北名子保育園））

5. 1. 1. 老人福祉センター

(1) 活用状況

① コミュニティ・カフェ

地域での居場所として、従来の介護予防事業に捉われず、誰もが自由に集える場所となっています。開かれたメニュー内容を自ら選択参加し、生きがいをづくりと介護予防を実践しています。

平成 29 年度登録者 333 人、参加者は累計 4,111 人。

② 出張デイサービス

自立した生活を送れる生きがいが必要としていたり、家に閉じこもりがちな方の送迎を行い、日帰りで食事、趣味活動、軽スポーツ、介護予防体操を行っています。介護認定を受けていない概ね 65 歳以上の方を対象にした事業です。

平成 29 年度は延 168 団体、延 1,223 人が利用しています。

③ 放課後児童デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施しています。

定員は 10 人／日で、平成 29 年度は延 204 人の利用がありました。

(2) 課題

① 耐震

平成 29 年度に耐震診断を行った結果、図 5-1 のとおりとなりました。

(ア) I_s (構造耐震指標) $\geq I_{so}=0.6$ (構造判定耐震指標) の目標に対し、診断結果は、1 階 X 方向 I_s が 0.42 で補強必要。補強にて建物は $I_s=0.67(>0.6)$ となる。

(イ) 1 階 Y 方向及び 2 階 XY 方向については $I_s=0.6$ を上回り、耐震性能は得られている。

(ウ) 建物構造強度の維持の上から、外壁の浮き部分及びひび割れ箇所、補修及び屋根防水面の劣化状況から補修も必要。

② 設備

2 階建ての建物にも関わらず、エレベーターが設置されていません。介護予防事業として実施しているコミュニティ・カフェは 2 階大広間を利用しており、階段を気にしている利用者がいます。エレベーターを設置するか、平屋の施設を望む声が聞かれます。

③ 立地

城山公園の一角に位置する施設は環境的には良いという声があるものの、寄り付きが悪く、コミュニティバスの運行経路に入っていません。また、積雪時は東側からの坂を使用することができず、名子以東の利用者は東浦地積より回り込む形で施設に出入りしています。今後道路の拡幅も計画されていません。

(2) 課題

① 耐震

昭和 52 年に建築されたこの施設は、平成 24 年 2 月、父兄からの要望を受け、耐震補強及びガラス飛散防止フィルムの施工を実施し、昭和 56 年以降の建築基準に合うよう筋交い金物を設置しました。これにより、震度 5 弱の地震に耐えられる施設となっていますが、阪神淡路大震災の発生を受け、性能規定の概念が導入され、構造計算法として従来の許容応力度等計算に加え、限界耐力計算法が認められた平成 12 年の建築基準法及び同施行令改正には対応していません。

② 立地

この敷地は、工業団地の一角に位置し、「工業専用地域」となっています。福祉施設としては不適格建築物となるため、今後、引き続いてこの施設を福祉施設として活用していくことは難しい状況です。

5. 1. 3 対策内容と実施時期

平成 29 年度、「松川町福祉総合計画推進協議会」を開催し、社会福祉施設の在り方について検討いただきました。平成 29 年 12 月 11 日、協議会としての“まとめ”が町長に提出されました(図 5-2)。

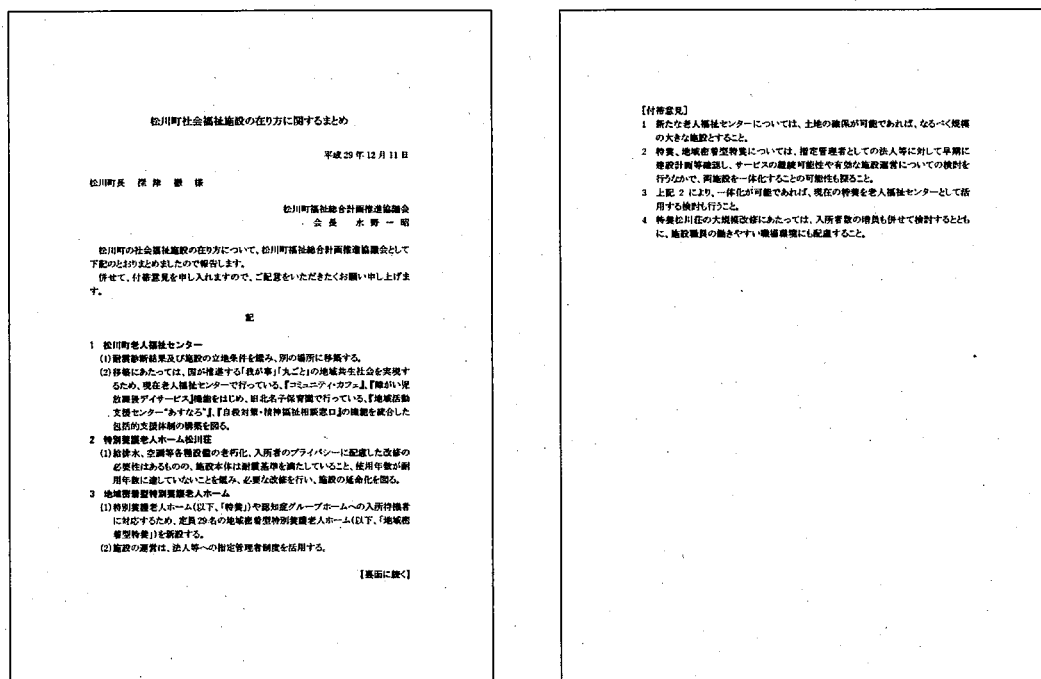


図 5-2 松川町福祉総合計画推進協議会の“まとめ”

Aグループについては、協議会の“まとめ”を尊重して、以下のとおりとします。

(1) 対策内容

- ① 耐震診断結果及び両施設の立地を鑑み、別の場所に移築する。
- ② 移築にあたっては、国が推進する「我が事」、「丸ごと」の地域共生社会を実現するため、両施設の機能を統合して、包括的支援体制の構築を図る。
- ③ 新たな施設は土地の確保が可能であれば、なるべく規模の大きな施設とする。

(2) 実施時期

耐震診断結果を踏まえ、早期に実施する必要があることから、平成 32 年度を目標年度として実施します。

5. 1. 4 対策費用

(1) 現行施設での経費見込み（老人福祉センター）

- ① 耐震補強工事 31,212,000 円 + α (耐震診断書(図 5-1)に基づく耐震補強工事)
- ② エレベーター設置工事 18,403,200 円

(2) 移転統合した場合の経費

現在、町内には平成 28 年に倒産したスーパーマーケットの店舗・敷地(以下、「店舗等」という。)があります。この施設を活用した場合の経費については以下のとおりです。

- ① 店舗等購入費 33,500,000 円
- ② ゴミ等撤去費用 5,920,000 円
- ③ 改装工事費 224,856,000 円

5. 2 Bグループ（特別養護老人ホーム松川荘）

5. 2. 1 特別養護老人ホーム松川荘

(1) 活用状況

昭和 56 年 5 月に入所定員 50 人で事業開始、平成 14 年には短期入所生活介護の入所定員を 8 人に増員しています。

南信州広域連合が特養の管理運営を民間にシフトするため、指定管理者制度を導入。松川町が特別養護老人ホーム松川荘(以下、「松川荘」という。)の指定管理者となり、平成 17 年には社会福祉法人松川町社会福祉協議会が指定管理者となり現在に至ります。

(2) 課題

① 耐震

平成 24 年度に耐震診断を行い、その年に置屋根耐震補強工事を実施しています。躯体については耐震基準を満たしていることから、耐震改修の必要はありません。

② 設備

施設の老朽化により、給排水設備、空調設備、入浴設備、トイレ、洗濯設備、厨房で故障等が発生しており、設備の全面的な改修が必要になってきています。

昭和 56 年に建てられた施設は、職員の作業効率が重視された集団ケアの考えに基づくもので、プライバシーへの配慮、感染症の蔓延リスクなどへの対応が困難となっています。

③ その他

過去 5 年間の推移をみても、町内には 30～40 人の入所待機者があります。平成 30 年 1 月より南信州広域連合による特別養護老人ホームの入所調整について、その優先入所枠を、これまで各市町村一律 3 割であったものが、人口 5,000 人を超える市町村にあつては 4 割とされましたが、根本的な解決には至っていません。

5. 2. 2 対策内容と実施時期

平成 29 年度、「松川町福祉総合計画推進協議会」を開催し、社会福祉施設の在り方について検討いただきました。平成 29 年 12 月 11 日、協議会としての“まとめ”が町長に提出されました(図 5-2)。

B グループについては、協議会の“まとめ”を尊重しながら、現在検討を進めています。第 2 版以降で考え方を示してまいります。

(1) 対策内容

- ① 給排水、空調等各種設備の老朽化、入所者のプライバシーに配慮した改修の必要性はあるものの、施設本体は耐震基準を満たしていること、使用年数が耐用年数に達していないことを鑑み、必要な改修を行い、施設の延命化を図る。
- ② 特別養護老人ホームや認知症グループホームへの入所待機者に対応するため、定員 29 人の地域密着型特別養護老人ホーム(以下、「地域密着型特養」という。)を新設する。
- ③ 施設の運営は、法人等への指定管理者制度を活用する。
- ④ 松川荘、地域密着型特養については、指定管理者としての法人等に対して早期に建設計画等確認し、サービスの持続可能性や有効な施設運営についての検討を行うなかで、両施設を一体化することの可能性も探ること。
- ⑤ 松川荘の大規模改修にあたっては、入所者数の増員も併せて検討するとともに、施設職員の働きやすい職場環境にも配慮すること。

(2) 実施時期

入所待機者の状況を踏まえ、早期に対策をとる必要はあるものの、慎重な判断が必要なことから、総合管理計画に基づき、平成 37 年度を目標年度として検討を進めます。

5. 2. 3 対策費用

(1) 現在の施設の改修費用

現在の松川荘について、グループケアを基本として、居室の見直しのほか、トイレ、浴室、食堂等の改修を行うための概算費用は以下のとおりです。

- ① 建物増築分 140,000,000 円
- ② 大規模改修部分 400,000,000 円

(2) 施設新設費用

ここでは、老朽化した松川荘を新たに建設するとした場合、敷地等の問題から松川荘と地域密着型特養を一体化して建設した場合と、別々に建設した場合の概算費用を記載しています。

- ① 松川荘と地域密着型特養を一体化して建設した場合(土地代は含みません)
 - (ア) 建設費(延 3,600 ㎡) 981,720,000 円
 - (イ) 現施設撤去費用 100,000,000 円
- ② 松川荘と地域密着型特養を別々に建設した場合(土地代は含みません)
 - (ア) 松川荘建設費(延 2,700 ㎡) 810,000,000 円
 - (イ) 地域密着型特養(延 680 ㎡) 294,516,000 円
 - (ウ) 現施設撤去費用 100,000,000 円

5. 3 C グループ(生東リズム室、旧地域活動支援センター作業室)

5. 3. 1 生東リズム室

(1) 活用状況

旧生東保育園と併設されていたこの生東リズム室(体育館)は、地元のイベントで使用されるほか、年間 6 団体程度がフットサルなどで利用しています。

(2) 課題

① 耐震

利用度が低いため、本来行うべき耐震診断は行っておらず、現在に至っています。

② 設備

少なからず利用があるため、必要な修繕は実施しています。体育館であるため、水銀灯の交換については足場を組む必要があり、多額の費用を要します。

また、屋根は修繕等行っていないため、雨漏りはないものの、錆が進んでいる状態です。

5. 3. 2 旧地域活動支援センター作業室

(1) 活用状況

生東会館横でプレハブハウスを利用して障がい者共同作業所として運営していましたが、生東保育園の閉園とともに、平成 18 年に施行された障害者自立支援法に規定された地域活

動支援センター(以下、「地活センター」という。)として生東保育園の園舎を作業室に改修し運営してきました。

施設の運営は社会福祉法人親愛の里に委託し、登録者 13 人で、延利用者数は 1,420 人(平成 23 年度ピーク時)でした。

平成 27 年 4 月、地活センターの利便性等を考慮し、旧北名子保育園に施設を移転し稼働しています。

(2) 課題

① 耐震

平成 18 年に生東保育園を作業所に改修する際、耐震工事を実施しています。

② 設備

施設の老朽化により、不都合や修繕費が増加しています。

③ 立地

障がい者の通所施設としての機能や利便性を考慮し、平成 27 年 4 月に移転しています。

5. 3. 3 対策内容と実施時期

平成 29 年度の町政懇談会では、地元生東区より、本施設は地区内の貴重な屋内スポーツ施設であり、地区の行事には欠かせない施設であることから、耐震補強、屋根の補修を望む声をいただいています。

また、平成 29 年度生田地区統一要望書において、以下の要望をいただきました。

「大きな災害が発生すれば指定避難所の生東会館のみでは収容しきれないので、リズム室の存続を強く要望します。」

C グループについては、地元との話し合いを行いながら検討を進めてまいります。第 2 版以降で考え方を示してまいります。

(1) 対策内容

両施設は施設自体が老朽化しているため、このまま使用していくことはできません。引き続き施設を存続する場合は、生東リズム室については耐震改修を実施する必要がありますが、代替施設の活用が見込める場合は、施設を取り壊します。

また、地域活動支援センター作業室は、今後町として活用の見込みはないことから取り壊す方向です。

(2) 実施時期

生東リズム室については、利用の状況を踏まえ、地元との協議など慎重な判断が必要なことから、総合管理計画に基づき、平成 32 年度を目標年度として検討を進めます。

5. 4 Dグループ（上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅）

5. 4. 1 上片桐診療所、上片桐診療所医師住宅

(1) 活用状況

上片桐診療所は昭和 61 年に「松川町診療所条例」に基づいて設置されました。当時、医師確保の観点から、町有施設を医師に貸与し、管理の一切を医師をお願いして現在に至っています。

尚、診療報酬は医師が直接受領する方法を取っているため、患者数等のデータは把握できていません。

(2) 課題

① 設備

施設貸与により修繕等は医師の判断により本人が実施しています。

② 立地

町内の医療機関は、下伊那赤十字病院のほか上片桐診療所、中塚内科循環器科医院、クリニックコスモス松川があります。これまで 6 つあった医療機関も、平成 27 年に相次いで 2 つの開業医が閉院となり現在に至ります。

5. 4. 2 対策内容と実施時期

(1) 対策内容

D グループについては、町民の医療確保の観点から、継続して運営していく必要があると思われます。但し、総合管理計画では、診療所については「用途廃止」、医師住宅については「利用検討」の方向性が出ています。

地元等とも協議して、在り方については引き続き慎重に検討していく必要があります。

(2) 実施時期

利用の状況、医師の高齢化による担い手確保など総合的に判断していくため、総合管理計画に基づき、平成 42 年度を目標年度として検討を進めます。

5. 5 Eグループ（デイサービスセンターひまわり荘、松川町社会福祉センター、ふれあい工房まつかわ、高齢者支えあい拠点施設（5ヶ所））

5. 5. 1 デイサービスセンターひまわり荘

(1) 活用状況（平成 28 年度）

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2、事業対象者を対象に、レクリエーションや脳トレ、筋力維持のため体操を行い、介護予防に努めています。

営業日数 187 日、延利用者数 1,869 人、一日平均利用者数 10.0 人でした。

② 介護保険事業による通所介護事業

個別通所介護計画に沿ったサービスの提供を行っています。個別機能訓練計画に沿って、作業療法士・看護師による機能訓練の提供・評価を行い、身体機能の維持に努めています。また、ケアマネ他関係機関と連携を取りながら、利用者や家族に対して相談や助言を行っています。

営業日数 308 日、延利用者数 7,469 人、一日平均利用者数 24.2 人でした。

(2) 課題

① 設備

徐々に老朽化が進んできており、最近では壁のクラック(ひび割れ)や雨漏りによる修繕が必要な個所が出てきています。

5. 5. 2 松川町社会福祉センター

(1) 活用状況

松川町社会福祉センターの平成 28 年度の活用状況は表 5-1 のとおりです。

	社会福祉協議会		町関係団体		福祉関係団体		その他		使用料 徴収額
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	
年間計	193	2,966	14	198	151	1,615	0	0	0

・開館日数 360.5 日(閉館:12 月 30 日～1 月 3 日)

・開館時間 通常 午前 8 時 15 分～午後 9 時 30 分

表 5-1 平成 28 年度松川町社会福祉センター活用状況

(2) 課題

① 設備

老朽化による雨漏りや、床暖房の一部不具合により、事務室及び会議室の暖房が機能していません。またエアコンの不具合も発生しており、修繕に要する費用も増加しています。

5. 5. 3 ふれあい工房まつかわ

(1) 活用状況

ふれあい工房まつかわは、介護予防活動、いきがい活動などの拠点として設置されています。

平成 29 年度の施設使用実績は、表 5-2 のとおりです。

	使用回数			人数
	交流室	料理室	加工室	
平成 29 年度	126 回	68 回	53 回	333 人

※ 2.3gの会は、毎週火曜日に定期的に活動していますが、使用回数・人数にはカウントしていません

表 5-2 平成 29 年度ふれあい工房まつかわ使用実績

5. 5. 4 高齢者支えあい拠点施設（古町南部・上町・西山・増野・大島中部）

（1）活用状況

高齢者が住みなれた地域で、世代を超えた地域住民とのふれあいを通じ、健康で明るい生活を送ることができるよう、町内 5 ヶ所に高齢者支えあい拠点施設を設置しています。

平成 29 年度の年間利用日数及び人数は以下のとおりです。

- ・古町南部 29 日 520 人
- ・上町 101 日 1,634 人
- ・西山 21 日 355 人
- ・増野 97 日 1,251 人
- ・大島中部 16 日 321 人

5. 5. 5 対策内容と実施時期

（1）対策内容

E グループについては「維持保全」施設に分類され、利用者視点からも管理者視点からも評価が高く、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行う施設となっています。

特に高齢者支えあい拠点施設は、各自治会長を指定管理者として 5 年毎更新をしています、いずれは各自治会に譲渡すべきではないかとの意見をいただいています。こうした意見を参考に、更新の機会を捉え、方向性の検討を行っていきます。

社会福祉センター、デイサービスセンターひまわり荘及びふれあい工房まつかわについては、当面は現行の方法を継続し、諸般の状況を見ながら、必要に応じて早めの対策を取ることができるよう努めてまいります。

（2）実施時期

高齢者支えあい拠点施設については、指定管理期間の 5 年を 1 期として、2 期目満了時（10 年後）を目途に各自治会へ譲渡していくことを検討します。

6. フォローアップ

社会福祉施設の保全計画の進捗状況等について、適切な期間内にフォローアップを実施し、把握した状況を踏まえて、4 年を目安に更新してまいります。その際、施設の老朽化に関する点検・評価の結果を踏まえたものとし、これにより、総合管理計画における町内施設の 15%縮減目標にむけ、今後 12 年間（平成 42 年まで）で個別の取り組みを進めてまいります。

尚、フォローアップの評価結果については、議会をはじめ、町民の皆さんへ公表してまいります。